



第235号

発行所 大阪府危険物品協会連合会
発行人 川井清治郎
大阪市西区西長堀北通1丁目
四つ橋ビル8階
TEL (531) 9717.5910
定価 1部 20円

8月28日に取扱者試験 甲種、乙種(4類を除く全類)丙種

大阪府では48年度第2回目の危険物取扱者試験を8月28日、商業大学で実施することになった。

試験日 8月28日

試験場 大阪商業大学

試験科目 甲種

乙種(1類、2類、3類、5類、6類)

丙種

願書受付 8月20日と21日

受付場所 大阪府職員会館

なお、大阪府の乙種第4類試験は11月頃になる予定。

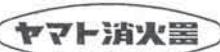
危険物製造所等の火災発生要因別件数(46年度)

製造所等の別	火 災 の 発 生 要 因	件 数
製 造 所 (41件)	危険物取扱い中の不注意により出火したもの	7
	危険物取扱い中に装置が破損して危険物が漏洩し出火したもの	6
	装置の整備不良により危険物が漏洩し出火したもの	6
	設備の点検整備又は改修工事中に出火したもの	4
	が漏洩し出火したもの	3
	ご出火したもの	3
	たもの	4
	まし出火したもの	1
		4
	よるもの	1
	ナトリウムに接触して出火したもの	1
	油中出火したもの	1
		1
	ごより出火したもの	2
	して危険物が漏洩し出火したもの	1
	ご火したもの	1
	過熱され可燃性蒸気が爆発的に燃焼したもの	1
	燃性蒸気が漏洩し、これがタンク保温材の岩綿に の	1

給油取扱所 (45件)	固定給油設備が転倒したことにより出火したもの 固定給油設備のモーターの空転により装置が過熱し出火したもの 専用タンクに注入中、危険物が漏洩し出火したもの 設備の改修工事中に出火したもの 事務室内のストーブから出火したもの 計量機（ノンスペース）のポンプ設備から危険物が漏洩し出火したもの 自動車の整備作業中に危険物が漏洩し出火したもの 容器へ詰替中に危険物が漏洩し出火したもの 自動車の燃料タンクへ給油中に危険物が漏洩し出火したもの 危険物を用いて清掃中に出火したもの 専用タンクの漏洩検査中に危険物が漏洩し出火したもの その他	19 1 5 4 4 2 2 2 1 1 1 1 3
一般取扱所 (43件)	設備の整備不良のため、危険物が漏洩又は過熱され出火したもの 設備の整備又は改修工事中に出火したもの 設備が破損して危険物が漏洩し出火したもの 炉、釜及びその付近から危険物が漏洩し出火したもの 焼入作業中に出火したもの 危険物取扱い中の不注意により危険物が漏洩し出火したもの 危険物を用いて清掃中に電気設備にふれ出火したもの 停電後の運転再開時に圧力が上昇して危険物が漏洩し出火したもの その他	10 7 7 6 3 3 1 1 5

無許可施設の火災発生要因別件数

区分	火災の発生要因	件数
無許可施設 (15件)	漏洩した危険物が裸火（石油ストーブ、バーナー、花火）により出火したもの 危険物を注入中、発生した静電気の火花により出火したもの 漏洩した危険物が高温体の表面に触れて出火したもの 危険物が過熱され、出火したもの 長期間放置されていた危険物が重合反応して出火したもの 装置の故障により、過剰の危険物が燃焼して出火したもの 危険物がモーターの電気火花により出火したもの 清掃に用いた危険物が裸火（石油ストーブ）により出火したもの 他からの延焼によるもの 不明	4 2 1 1 1 1 1 1 1 2

情熱の新発売！ 



ヤマト
エクセル
EXCEL
蓄圧式ABC粉末消火器

危険物製造所等の流出又は漏洩事故発生要因別件数(46年度)

製造所等の別	事 故 の 発 生 要 因	件 数
製 造 所 (4件)	仕込み量の計量間違いあるいは攪拌翼がシャフトからはずしたことにより、異常反応が起り危険物が流出したもの ガス吸収ポンプの停止により電気炉内の圧力が異常に上り、危険物が流出したものの クーラー入口部分が詰まったため、危険物が反応釜から漏洩していた	2 1 1
屋外タンク貯蔵所 (23件)	自動スイッチの故障のため、危険物がオーバーフローしたもの タンクへ注入の際、量の監視を怠ったため、危険物がオーバーフローしたもの スイッチあるいはバルブの操作ミスのため、危険物がオーバーフローしたもの ドレンパイプが何らかの原因により折損し、危険物が流出したもの 送油配管の配管あるいはバルブに亀裂が生じたため、危険物が流出したもの 送油配管に腐食によって穴があいたため、危険物が流出したもの 配管の改修工事の際、残油を確認しなかったため、配管中の残油が流出したもの 払い出しバルブを完全に閉めなかっただけで、危険物が漏洩したもの 給油ホースがタンクの給油口からはずれたため危険物が流出したもの タンカーがドルフィンに衝突したため、そこに設けられていた配管が破損して、危険物が流出したもの その 他	4 4 3 2 2 1 1 1 1 1 1 1 3
屋内タンク貯蔵所 (5件)	フロートスイッチあるいは計器の故障のため危険物がオーバーフローしたもの ローリーから注入中、繋結部分が離脱したため、危険物が流出したもの 地下埋設配管に亀裂が生じたため、危険物が流出したもの	2 2 1
地下タンク貯蔵所 (5件)	戻り管が途中で切断されていたため、タンクへ戻る危険物がそこから流出したもの バルブの誤操作のため、逆流が起り、危険物がオーバーフローしたもの その 他	2 1 2
移動タンク貯蔵所 (21件)	交通事故による衝突・転倒等によって危険物が流出したもの 給油ホース中に危険物を残してホースを収納したため、発車の反動により、それが流出したもの 三方コックのふたを閉め忘れたため、危険物が流出したもの 屋内タンクへ注入中、給油ホースに亀裂が生じ危険物が流出したもの 屋外タンクへ注入中、マンホールから危険物が漏洩したもの	17 1 1 1 1

消防ポンプから家庭用消火器まで!

消防機器の総合メーカー



梯子消防車

消防ポンプ車

保険付消火器

クレーン車

森田ポンプ株式会社

本社 大阪市生野区腹見町2の331
TEL (751) 1351
営業所 東京・大阪・仙台・名古屋・福岡
富山・北海道

給油取扱所 (24件)	自動車が計量機あるいはドラム缶に衝突したことにより、危険物が流出したもの	11
	ローリーから地下専用タンクへ注入の際、危険物取扱者が立会わず、オーバーフローしたもの	4
	計量機のホースリールドラム軸受部のシール部に使用されている耐油性ゴムが老化したもの	2
	降雨のため、背面の出が崩れて、簡易タンクが埋没、倒壊したため、危険物が流出したもの	1
	地下専用タンクに亀裂が生じたため、危険物が流出したもの	1
	自動車の後輪が油分離槽に落ち、車の燃料タンクから危険物が流出したもの	1
	ポンプ設備の配管パッキンが何らかの原因による異常圧によって破損し、危険物が流出したもの	1
	横倒しに置かれていたドラム缶のキャップがわずかにゆるんだため、危険物が流出したもの	1
	通気管がつまたため、地下専用タンクのマンホールから危険物が流出したもの	1
	その他	1
一般取扱所 (7件)	フロートスイッチの故障により、危険物が流出したもの	2
	バルブの閉鎖が不完全だったため、危険物が流出したものの	2
	屋外タンクからタンカーへ注入の際、危険物取扱者が立会わなかったため、危険物が流出したもの	1
	戻り管の一部が細くなっていたため、タンクが満杯になった際、元タンクに戻る油より送油量が多くなって、オーバーフローしたもの	1
	何らかの原因により加圧配管が破裂したため、危険物が流出したもの	1

昭和47年度 各府県別甲種危険物取扱者試験結果

府県名	実年月	施日	申込者数	受験者数	合格者数	合格率(%)
神奈川	47.	6.11	668	610	383	62.8
岐 阜	48.	2. 4	93	83	34	41.0
和歌山	47.	6.25	111	107	76	71.0
山 形	47.	6.25	52	47	2	4.3
大 分	47.	7. 2	100	97	37	38.1
島 根	47.	6.30	14	14	9	64.3

広 島	47. 6. 4	178	157	33	21.0
兵 庫	47.10.29	451	410	151	37.0
佐 賀	47.11. 5	32	27	8	29.6
福 島	47.11.12	110	96	55	57.3
富 山	47.11.19	199	190	62	32.6
長 野	47.10.29	115	102	40	39.0
大 阪	47. 8. 8	600	570	230	40.3

保安用品と消防装置

綜合防火商社



株式
会社

マルナカ

大阪市北区豊島町25 TEL 371-7777(代)
支店 東京・神戸

解説

消防法施行令関係改正（その1）

30人以上には防火管理者

大阪市消防局 田中 隆夫

一昨年の危険物関係に引き続き昨年は消防法施行令関係の法令改正が行われ、今年6月1日付で施行規則の一部改正、関係基準の告示がなされた。

この一連の改正条項及び告示のあらましを解説する。

1 防炎規制に関する事項

(1) 防炎性能に関する表示（法第8条の3）

防炎対象物品及び防炎物品には、防炎性能を有する旨の表示をすることができるものとされ、何人もこれと紛らわしい表示をしてはならず、またこれらの表示が附されているものでなければ、販売し又は販売のために陳列してはならないこととされた。

(2) 防炎規制の特例の廃止（法附則）

防炎規制の施行（44.4.1）の際現に使用されていた物品については規制の適用を受けないとされていたが、これらの物品については、48.6.30までの間に防炎処理を施し、または防炎物品にとりかえなければならないとされた。

(3) 防炎規制物品の拡大新たに、布製のブラインド、展示用合板または繊維板、舞台において使用する大道具用の合板または繊維板が加えられた（令第4条の3）

(4) 防炎性能基準の整備残存時間、残じん時間、炭化面積の数値が改められ、新たに炭化長の規定が加えられた。（令第4条の3）

(5) 改正法第8条の3第3項中、政令で定める法律を農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律並びに家庭用品品質表示法とされた。（令第4条の4、第2次）

(6) 新たに加えられた展示用の合板又は繊維板及び舞台において使用する大道具用の合板又は繊維板に対する防炎性能基準が定められた。（規則第4条の3）

2 収容人員の算定に関する事項

(④項対象物並びに⑨項対象物の収容人員の算定方法について改正された。（規則第1条）

3 防火管理者等に関する事項

(1) 不特定多数の者を収容する防火対象物（特定防火対象物）及びこれらの対象物が混在する⑩項対象物については、収容人員が30人以上で、防火管理者を置かなければならないとされた。（令第1条、第2次）

(2) 防火管理者の責務の強化及び地階を除く階数が3以上の特定防火対象物が混在する⑩項対象物については、共同防火管理体制をとることとされた。（令第4条の2、第2次）

4 令別表第1に関する事項

④項対象物に、物品販売業を営む店舗と展示場が加えられ、⑦項対象物に高等専門学校その他これらに類するものが加えられたほか、⑨項をイ、ロに区分し、特殊浴場（サウナ・トルコ）を⑨イとし、一般公衆浴場を⑨ロということに区分された。また、⑩項についても、イ、ロに区分し、①～④⑤イ、⑥⑨イが混在するものを⑩項イとし、その他のものを⑩項ロとした。

5 令別表第4に関する事項

対象物に対する適応消防器具の区分についての一部改正を行なった。

6 消火設備に関する事項

(1) 屋内消火栓設備（令第11条第3項）

水源の水量及び放水性能の規定を、水源の水量を算定する規定と放水性能を定める規定とに区分された。

(2) 屋内消火栓設備（規則第12条）

加圧送水装置に呼水装置を設けることとされた。非常電源のうち、非常電源専用受電設備に関する規定が設けられた。非常電源の配線に関する基準が定められた。ポンプ起動操作回路及びポンプ起動始動の灯火回路に用いる配線工法について規定された。消火栓の配管についての基準が定められた。

(3) スプリンクラー設備（令第12条）

ラック式倉庫にもスプリンクラーを設置させることになった。スプリンクラー設備設置対象物について、さらに改正が行なわれた（令第12条第1項、第2次）

(4) スプリンクラー設備（規則第13条、14条、15条）

スプリンクラーヘッドの設置場所（設けなくてもよいとされる場所）が具体的に示されたほか、自動警報装置の具体的基準、スプリンクラー設備の起動方式等が具体的に定められた。ラック式倉庫に設けるスプリンクラーヘッドの設置方法が示された。スプリンクラー設備の水源の水量について改正された。スプリンクラー設備の操作回路の配線の耐熱保護方法及び配管の基準が示された。

(5) 動力消防ポンプ（令第20条）

屋内消火栓、屋外消火栓の代替に設置する場合の規格放水量が定められた。

7 警報設備に関する事項

(1) 電気火災警報器を漏電火災警報器と改称した。（令第7条）

(2) 自動火災報知設備（令第21条）

- トルコ・サウナといった特殊浴場（延べ面積200m²以上）に設置させることになった。自動火災報知設備の設置対象物として、特定防火対象物が混在する⑯項対象物（延べ500m²以上）が追加された。（令第21条第2次）
- (3) 漏電火災警報器設置対象物として、特定防火対象物が混在する⑯項、対象物（延べ500m²以上）が追加された。（令第22条第2次）
- (4) 非常警報設備（令第24条）

特殊浴場⑨イ、⑩イ、⑪イの対象物については収容人員20人以上で非常警報設備を設置せることになった。非常ベル又は自動式サイレンと放送設備を併設する対象物として⑯項イの対象物で収容人員が500人以上のものが追加された。（令第24条第3項、第2次）

(5) 自動火災報知設備の受信機、または放送設備の增幅及び操作部は中央管理室（防災センター）に設けることとされた。

(6) 非常電源専用受電設備及び蓄電池設備ならびに、自動火災報知設備の受信機から地区音響装置までの配線及び、放送設備の操作部からスピーカーまで、非常ベルまたは自動式サイレンの起動装置から音響装置までの配線について規定された。（規則第24条、第25条の2）

8 消火活動上必要な施設に関する事項

- (1) 連結散水設備（令第28条の2）

従来の排煙設備、連結送水管、非常コンセントのほかに、新たに全対象物について地階を有する場合、その延べ面積が700m²以上である場合には、その部分に、散水ヘッド及び地上からの送水口をもった設備を設置せることになった。

- (2) 散水ヘッドを設けなくてもよい場所と散水ヘッドのとりつけ方法並びに送水の方法について規定された。（規則第30条の2、第30条の3）

泉大津市火災予防条例改正

『ストーブは耐震性のものを』

火災予防条例準則改正に伴い、各市では今春より市火災予防条例を改正したり、改正作業をすすめているが、泉大津市では耐震装置付き石油ストーブの使用や、空き地の枯草などの火災予防管理を義務づけた泉大津市火災予防条例の一部改正が、6月26日泉大津市会で可決、10月1日から施行されることになった。地震などによって倒れた石油ストーブによる火災を防ごうというのが条例改正のねらいで、それによると、液体燃料を使用する移動式ストーブは地震などの振動により自動的に消火する装置または自動的に燃料の供給が停止する装置を設けたものを使用しなければならない（18条2項）と規定されている。

これらの装置が作動しなければならない基準は1秒間にストーブが10数センチ動くほどの大きな地震（震度5程度）の場合だが、地震以外のストーブにつまづいたときにも同じ効果が期待できる。

ところで、この基準に合う石油ストーブはやっと昨年冬から一部メーカーが生産し始めた段階。

現在家庭で使っている石油ストーブのほとんどが使用出来なくなるが、同項の適用については52年10月1日までの猶予期間を設けている。その間に、新しい装置付きの製品を使うよう指導していく。

空き地の管理（24条）は、空き地の所有者、管理者に対し枯草や板切れなど燃えやすいものを放置することを禁止するとともに、空き地に木材等の可燃物を置く場合には、周囲をトタンべいで囲うなど、火災予防上必要な措置をとることを義務付けている。また屋外に炉やふろ場のたき口を設ける場合は、必ずたき口の周囲をブロックなどでおおい、風や雨などで火が消えないようにしなければならない。（3条10項）としている。

あらゆる消防設備・設計・施工

非常扉の自動開錠装置

防火扉・危険物貯蔵所等の自動閉鎖装置

泡・ガス・エアーホーム消火装置

} YMオートアンロック

YM式オートアンロック西日本総括
齊田式救助袋 近畿地区
日本ドライケミカル（株）
ヤマト消火器（株）

} 代理店

株式会社
三和商会
TEL 06 (443) 2456

<講習会のあらまし>

1. 日時・会場

期 別	講 習 日	時 間	会 場
甲 種 1 期	8月20日(月)と21日(火)と22日(水)	9時30分~16時	日本生命中之島研修所
甲 種 2 期	8月22日(水)と23日(木)と24日(金)	9時30分~16時	東成区役所区民ホール
乙 種 (1. 2. 3. 5. 6類)	8月17日(金)と20日(月)と21日(火)	9時30分~16時	大阪府農林会館
丙 種	8月21日(火)と24日(金)	17時30分~20時30分	大阪府商工会館

(注) (1) 甲種は講義レベル調整のため、受験者の資格により一応次のように区分します。ただし限定はしません。

イ、第1期は、大学(化学専攻)卒者を対象とします。

ロ、第2期は、乙種免状所有者を対象とします。

(2) 受験願書は、各会場で第1日目に仮受けします。

(3) 会場で、受験願書貼付用写真(3枚300円)を、第1日目講義前に撮影します。

(4) 受験用証紙(甲種1,500円・乙種1種類1,000円・丙種800円)は会場で発売します。

2. 会 費(テキスト代を含む)

	会 員	会 員 外
甲 種	2,500円	3,000円
乙 種	1,800円	2,300円
丙 種	1,000円	1,500円

(1) 会員とは大阪府危険物品協会連合会加盟協会の会員をいう。

(2) 会員は申込書に所属協会のなつ印をうけること。無いときは会員と認定できません。

(3) 既納会費は払戻しいたしません。

3. 申込方法

所定の申込書に会費を添え、次の申込期間申込所で申込み、テキスト、受講票、受験願書用紙を受領のこと。会場及び郵送での申込みは一切受けしません。

なお各講習会場は定員制につき、各申込所にそれぞれ期別定員の割当てをしますから、申込期間中でも定員に達し次第満員締切りさせていただきます。

4. 受付期日と場所

茨木市災害予防協会	8月6日(月)9時30分~正午
堺市危険物協会	8月7日(火)9時30分~4時
東大阪市西防火協力会	8月8日(水)9時30分~正午
大阪府危険物品協会連合会事務局	8月10日(金)9時~4時



訂 正

6月号掲載の質疑応答欄で、保安距離の高圧ガス施設の種類中、一部誤りがありましたのでお詫びし次のとおり訂正します。

高圧ガスの種類中「液化酸素3,000キログラム以上の消費施設」のみ該当。

泉佐野市消防長、消防監に

泉佐野市ではこのほど人事異動を発令、消防長、司令長峯近大善氏を消防監に任命した。